

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称 | 契約日 | 契約の相手方 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) | 担当部署 (問合せ先) |
|--|-----------|---------------------------------|------------|--|--------------------------------|
| 「ためまっぷ東灘」の 管理運営業務の委託契約 | R3. 4. 1 | ためま株式会社 | 1,254,000 | 「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」 ためまっぷの特徴的機能（指定した地点から移動可能な距離半径 500m～数kmのイベント情報をしぼりこんで閲覧者に情報提供する） は、当該事業者が特許（特許第6293100号）を取得しており、管理 運営作業は、当該事業者以外は不可能である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） | 東灘区こども家庭支援課 (Tel: 841-4131) |
| 阪神間連携ブランド発信事業における阪神KAN モダニズムマップ制作 及び広告業務 | R3. 6. 23 | 阪急阪神マーケティ ングソリューション ズ株式会社 | 10,000,000 | 本業務は、神戸市東灘区、芦屋市、西宮市、阪神電気鉄道株式会社が協働し、印刷物を制作するものである。当該事業者は、阪神電気 鉄道株式会社のグループ企業であることから、マップPRに関するポ スター・電車内吊広告等の広告媒体について、他事業者では困難な グループメリットを活かしたPRが可能であり、本業務のPRに係る費 用の大幅な削減が見込まれるため、企画提案型競争入札に付した場 合、経費・納期において不利となることが認められる。（地方自治 法施行令第167条の2第1項第6号に該当） | 東灘区まちづくり課 (Tel: 841-4131) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |